

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第21号

香川県行政組織規則等の一部を改正する規則

(香川県行政組織規則の一部改正)

第1条 香川県行政組織規則(昭和36年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
(課の設置)		(課の設置)
第2条 略		第2条 次の表の左欄に掲げる部又は総局に、同表の右欄に掲げる課を設ける。
部又は 総局	課	部又は 総局
政策部	政策課、地域活力推進課、予算課、自治振興課、水資源対策課、情報政策課、統計調査課、男女参画・県民活動課	政策課、予算課、自治振興課、水資源対策課、 <u>交通政策課</u> 、情報政策課、統計調査課、 <u>文化振興課</u> 、県産品振興課
総務部	総務学事課、財産経営課、営繕課、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、人権・同和政策課	総務学事課、財産経営課、営繕課、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、 <u>県民活動・男女共同参画課</u> 、人権・同和政策課
略		略
商工労 働部	略	商工労 働部
交流推 進部	<u>交流推進課</u> 、観光振興課、 <u>交通政策課</u> 、 <u>県産品振興課</u>	
農政水 産部	略	農政水 産部
略		略
2	略	2 略
3	前2項に規定するもののほか、 <u>文化振興</u> 及び <u>文化芸術</u> による地域活性化に関する事務を処理させるため、 <u>政策部</u> に <u>文化芸術局</u> を置き、当該局に <u>文化振興課</u> 及び瀬戸内国際芸術祭推進課を置く。	3 前2項に規定するもののほか、 <u>観光振興</u> 及び <u>にぎわいづくり</u> に関する事務を処理させるため、 <u>商工労働部</u> に <u>観光交流局</u> を置き、当該局に <u>観光振興課</u> 、 <u>にぎわい推進課</u> 及び瀬戸内国際芸術祭推進課を置く。
4	略	4 略

(分掌事務)

第3条 政策部の各課 (文化芸術局の各課を除く。) の分掌事務は、次のとおりとする。

政策課

(1)～(8) 略

(9)～(12) 略

地域活力推進課

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）の施行に関すること。
- (2) 瀬戸内海の振興に関すること。
- (3) 地域コミュニティに関すること。
- (4) 離島振興法（昭和28年法律第72号）の施行に関すること。
- (5) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の施行に関すること。
- (6) 移住・交流の推進に関すること。
- (7) 大学、短期大学及び高等専門学校との連携に関すること。
- (8) その他地域活性化の推進に関するこ（他課の所掌に属するものを除く。）。

予算課～水資源対策課 略

情報政策課・統計調査課 略

(分掌事務)

第3条 政策部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

政策課

(1)～(8) 略

(9) 瀬戸内海の振興に関すること。

(10) 地域コミュニティに関すること。

(11) 離島振興法（昭和28年法律第72号）の施行に関すること。

(12) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の施行に関すること。

(13)～(16) 略

予算課～水資源対策課 略

交通政策課

- (1) 交通政策に関する調査・計画及び総合調整に関するこ。
- (2) 航空路線の整備、利用の促進等高松空港の振興に関するこ。
- (3) 瀬戸大橋対策に関するこ。
- (4) 鉄道の整備促進及び活性化に関するこ。
- (5) 地方バス路線及び航路の維持及び改善に関するこ。
- (6) 高松港コンテナターミナルの振興に関するこ。
- (7) その他交通政策に関するこ。

情報政策課・統計調査課 略

文化振興課

(1) 文化の振興及び普及に関するこ。

- (2) 文化団体に関すること。
 - (3) 香川県立ミュージアムに関すること（教育委員会の所掌に属するものを除く。）。
 - (4) 香川県県民ホール、香川県立東山魁夷せとうち美術館及び香川県漆芸研究所に関すること。
 - (5) その他文化の振興に関すること（教育委員会の所掌に属するものを除く。）。
- 県産品振興課
- (1) 県産品の総合的な販売戦略の企画に関すること。
 - (2) 県産品の販路の開拓及びブランド化に関すること。
 - (3) その他県産品の振興に関すること。

男女参画・県民活動課

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 男女共同参画相談に関すること。
- (3) 県民との協働及びボランティア・NPO活動に関する施策の総合調整に関すること。
- (4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の施行に関すること。
- (5) 青少年対策の企画及び総合調整に関すること。
- (6) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること。
- (7) 青年センターに関すること。
- (8) その他男女共同参画、県民活動及び青少年対策の推進に関すること。

2 文化芸術局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

文化振興課

- (1) 文化的振興及び普及に関すること。
- (2) 文化団体に関すること。
- (3) 香川県立ミュージアムに関すること（教育委員会の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 香川県県民ホール、香川県立東山魁夷せとうち美術館及び香川県漆芸研究所に関すること。
- (5) その他文化の振興に関すること（教育委員会の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 文化芸術局の事務で庶務事務その他瀬戸内国際芸術祭推進課の所掌に属しないものに関すること。

瀬戸内国際芸術祭推進課

- (1) 瀬戸内国際芸術祭の開催に関すること。

(2) 瀬戸内国際芸術祭に関連して行う事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第4条 略

総務学事課～職員課 略

人権・同和政策課 略

2 略

秘書課 略

広聴広報課

(1)～(4) 略

(5) 県政相談に関すること。

(6) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。

(7) 行政資料の管理に関すること。

(8) 県民センターに関すること。

(9) 略

国際課 略

第6条 略

環境政策課 略

環境管理課

(1)～(10) 略

(11) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年

第4条 総務部の各課（知事公室の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

総務学事課～職員課 略

県民活動・男女共同参画課

(1) 県民との協働及びボランティア・N P O活動に関する施策の総合調整に関すること。

(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の施行に関すること。

(3) 県政相談及び男女共同参画相談に関すること。

(4) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。

(5) 行政資料の管理に関すること。

(6) 青少年対策の企画及び総合調整に関すること。

(7) 青少年の健全育成及び非行防止に関すること。

(8) 男女共同参画の推進に関する施策の企画及び総合調整に関すること。

(9) 県民センター及び青年センターに関すること。

(10) その他県民活動、青少年対策及び男女共同参画の推進に関すること。

人権・同和政策課 略

2 知事公室の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

秘書課 略

広聴広報課

(1)～(4) 略

(5) 略

国際課 略

第6条 環境森林部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境政策課 略

環境管理課

(1)～(10) 略

(11) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法

法律第64号) の施行に関すること。

(12)～(17) 略

みどり整備課

(1)～(6) 略

(7)～(15) 略

みどり保全課・廃棄物対策課 略

第7条 略

健康福祉総務課

(1)～(3) 略

(4) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(5)～(7) 略

(8) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の施行に関すること。

(9)～(24) 略

長寿社会対策課・子育て支援課 略

障害福祉課

(1)～(7) 略

(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）及び精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）の施行に関すること。

(9)～(13) 略

医務国保課～生活衛生課 略

第8条 商工労働部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課～労働政策課 略

律（平成13年法律第64号）の施行に関すること。

(12)～(17) 略

みどり整備課

(1)～(6) 略

(7) 森林国営保険法（昭和12年法律第25号）の施行に関すること。

(8)～(16) 略

みどり保全課・廃棄物対策課 略

第7条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康福祉総務課

(1)～(3) 略

(4)～(6) 略

(7)～(22) 略

長寿社会対策課・子育て支援課 略

障害福祉課

(1)～(7) 略

(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の施行に関すること。

(9)～(13) 略

医務国保課～生活衛生課 略

第8条 商工労働部の各課（観光交流局の各課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課～労働政策課 略

2 観光交流局の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光振興課

(1) 観光の振興に関する施策の企画及び調整並びに推進に関すること。

(2) 県のイメージアップに関すること。

(3) 旅行業法（昭和27年法律第239号）及び通訳案内士法（昭和24年法律第210号）の施行に関すること。

(4) 栗林公園、琴弾公園、琴林公園、琴平公園、桃陵公園、亀鶴公園、

坂出緩衝緑地及び瀬戸大橋記念公園に関すること。

- (5) 女木島野営場に関すること。
- (6) 栗島海洋記念公園に関すること。
- (7) 栗林公園観光事務所に関すること。
- (8) 観光交流局の事務で庶務事務その他にぎわい推進課及び瀬戸内国際芸術祭推進課の所掌に属しないものに関すること。

にぎわい推進課

- (1) イベント及び大会等の誘致及び支援に関すること。
- (2) 高松港頭地区の振興に関すること。
- (3) 地域に密着したスポーツチームの振興に関すること（教育委員会の所掌に属するものを除く。）。
- (4) スポーツ観光の振興に関すること。
- (5) まちづくり型の観光の振興に関すること。
- (6) サンポート高松交流拠点施設に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

瀬戸内国際芸術祭推進課

- (1) 瀬戸内国際芸術祭の開催に関すること。
- (2) 瀬戸内国際芸術祭に関連して行う事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第9条 交流推進部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

交流推進課

- (1) 交流推進行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) M I C E の誘致に関すること。
- (3) クルーズ客船の誘致に関すること。
- (4) サンポート高松の振興に関すること。
- (5) 地域に密着したスポーツチームの振興に関すること（教育委員会の所掌に属するものを除く。）。
- (6) スポーツツーリズムの振興に関すること。
- (7) 旅行業法（昭和27年法律第239号）の施行に関すること。
- (8) 栗林公園、琴弾公園、琴林公園、琴平公園、桃陵公園、亀鶴公園、
坂出緩衝緑地及び瀬戸大橋記念公園に関すること。
- (9) 女木島野営場に関すること。
- (10) 栗島海洋記念公園に関すること。
- (11) サンポート高松交流拠点施設に関すること（他課の所掌に属するも

のを除く。)。

- (12) 栗林公園観光事務所に関すること。
- (13) 交流推進部の各課の庶務事務の集中管理に関すること。
- (14) 交流推進部の事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

観光振興課

- (1) 観光の振興に関する施策の企画及び調整並びに推進に関すること。
- (2) 観光客の誘致促進に関すること。
- (3) 広域観光に関すること。
- (4) 県のイメージアップに関すること。
- (5) 観光地の魅力向上に関すること。
- (6) 観光客のおもてなしに関すること。
- (7) まちづくり型の観光の振興に関すること。
- (8) 国際観光の推進に関すること。
- (9) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）の施行に関すること。
- (10) その他観光振興に関すること。

交通政策課

- (1) 交通政策に関する調査・計画及び総合調整に関すること。
- (2) 航空路線の整備、利用の促進等高松空港の振興に関すること。
- (3) 瀬戸大橋対策に関すること。
- (4) 鉄道の整備促進及び活性化に関すること。
- (5) 地方バス路線及び航路の維持及び改善に関すること。
- (6) 高松港コンテナターミナルの振興に関すること。
- (7) その他交通政策に関すること。

県产品振興課

- (1) 県产品の総合的な販売戦略の企画に関すること。
- (2) 県产品の販路の開拓及びブランド化に関すること。
- (3) その他県产品の振興に関すること。

第10条 略

農政課

- (1)～(9) 略
- (10) 6次産業化の推進に関すること。
- (11)・(12) 略

農業経営課

第9条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課

- (1)～(9) 略
- (10)・(11) 略

農業経営課

(1)～(14) 略

(15) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）の施行に関すること（農村整備課の所掌に属するものを除く。）。

(16) 略
農業生産流通課
(1)～(9) 略
(10) 花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）の施行に関すること。
(11)・(12) 略
畜産課・土地改良課 略
農村整備課
(1)～(4) 略
(5) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行に関すること（農業経営課の所掌に属するものを除く。）。
(6)～(10) 略
水産課 略

第11条～第15条 略

(1)～(14) 略

(15) 略
農業生産流通課
(1)～(9) 略
(10)・(11) 略
畜産課・土地改良課 略
農村整備課
(1)～(4) 略
(5) 中山間地域等直接支払事業に関すること。
(6) 多面的機能支払事業に関すること。
(7)～(11) 略
水産課 略

第10条～第14条 略

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第2条 香川県災害対策本部規則（昭和38年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(部)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の部は、政策部、総務部、危機管理部、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、<u>交流推進部</u>、農政水産部、土木部、出納部、水道部、病院部、教育部及び警備部とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">部</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">部</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">長</td> </tr> </table>	部	部	長	<p>(部)</p> <p>第6条 条例第3条第1項の規定に基づき、本部に部を置き、部に班を置く。</p> <p>2 前項の部は、政策部、総務部、危機管理部、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、農政水産部、土木部、出納部、水道部、病院部、教育部及び警備部とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第3条第3項の部長は、次の表の左欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">部</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">部</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">長</td> </tr> </table>	部	部	長
部	部	長					
部	部	長					

略	
商工労働部	略
交流推進部	交流推進部長
農政水産部	略
略	

5・6 略

別表第2（第6条関係）

部	班	課等	分掌事務
政策部	政策班	略	
	地域活力 推進班	政策部地域 活力推進課	1 他班の応援に関すること。
	予算班	略	
	略		
	水資源対 策班	略	
	情報政策 班	略	
	男女参画 ・県民活 動班	政策部男女 参画・県民 活動課	1 ボランティアの活動の支援 に関すること。
	文化振興 班	政策部文化 芸術局文化 振興課	略
	瀬戸内国 際芸術祭 推進班	政策部文化 芸術局瀬戸 内国際芸術 祭推進課	1 他班の応援に関すること。
	監査委員	略	

略	
商工労働部	略
農政水産部	略
略	

5・6 略

別表第2（第6条関係）

部	班	課等	分掌事務
政策部	政策班	略	
	予算班	略	
	略		
	水資源対 策班	略	
	交通政策 班	政策部交通 政策課	1 公共交通機関の被害情報の 収集に関すること。
	情報政策 班	略	
	文化振興 班	政策部文化 振興課	略
	県産品振 興班	政策部県產 品振興課	1 他班の応援に関すること。
	監査委員	略	

	班		
総務部	略		
	職員班	略	
	人権・同 和政策班	略	
	略		
略			
商工労 働部	略		
	労働政策 班	略	
	労働委員 会班	略	
	交流推 進部	交流推進部 交流推進課	<p><u>1 交流推進部関係の被害情報、災害応急対策実施状況等の取りまとめに関すること。</u></p> <p><u>2 部内各班の総括及び連絡調整に関すること。</u></p>

	班		
総務部	略		
	職員班	略	
	県民活動 ・男女共 同参画班	総務部県民 活動・男女 共同参画課	<u>1 ボランティアの活動の支援 に関すること。</u>
	人権・同 和政策班	略	
略			
商工労 働部	略		
	労働政策 班	略	
	観光振興 班	商工労働部 観光交流局 観光振興課	<p><u>1 観光客に対する災害応急対 策に関すること。</u></p> <p><u>2 観光及び旅行業関係団体と の連絡調整に関すること。</u></p>
	にぎわい 推進班	商工労働部 観光交流局 にぎわい推 進課	<u>1 他班の応援に関すること。</u>
瀬戸内国 際芸術祭 推進班	瀬戸内国 際芸術祭 推進班	商工労働部 観光交流局 瀬戸内国際 芸術祭推進 課	<u>1 他班の応援に関すること。</u>
	労働委員 会班	略	

<u>観光振興班</u>	<u>交流推進部 観光振興課</u>	<u>1 観光客に対する災害応急対策に関すること。 2 観光及び旅行業関係団体との連絡調整に関すること。</u>			
<u>交通政策班</u>	<u>交流推進部 交通政策課</u>	<u>1 公共交通機関の被害情報の収集に関すること。</u>			
<u>県産品振興班</u>	<u>交流推進部 県産品振興課</u>	<u>1 他班の応援に関すること。</u>			
農政水産部	略		農政水産部	略	
略			略		

(香川県予算規則の一部改正)

第3条 香川県予算規則（昭和39年香川県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各課長 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（<u>文化芸術局</u>にあっては<u>文化振興課</u>に、出納局にあっては会計課に限る。）の長、議会事務局総務課長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課の長、警察本部会計課長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局長、監査委員事務局次長及び収用委員会事務局長をいう。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各課長 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（<u>観光交流局</u>にあっては<u>観光振興課</u>に、出納局にあっては会計課に限る。）の長、議会事務局総務課長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課の長、警察本部会計課長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局長、監査委員事務局次長及び収用委員会事務局長をいう。</p> <p>(3) 略</p>

(香川県公有財産規則の一部改正)

第4条 香川県公有財産規則（昭和39年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(用語の意義)

第2条 略

(1) 略

(2) 課長 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（文化芸術局にあっては文化振興課に、出納局にあっては会計課に限る。）の長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課の長及び警察本部会計課長をいう。

(3)・(4) 略

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 課長 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に定める課（観光交流局にあっては観光振興課に、出納局にあっては会計課に限る。）の長、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に定める課の長及び警察本部会計課長をいう。

(3)・(4) 略

(香川県土地改良事務所規則の一部改正)

第5条 香川県土地改良事務所規則（昭和39年香川県規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
(組織) 第1条 略	(組織) 第1条 次の表の左欄に掲げる土地改良事務所に、同表の右欄に掲げる課を置く。				
略 <table border="1"><tr><td>香川県西讃土地改良事務所</td><td>総務課 <u>事業第一課</u> <u>事業第二課</u> 指導課</td></tr></table>	香川県西讃土地改良事務所	総務課 <u>事業第一課</u> <u>事業第二課</u> 指導課	略 <table border="1"><tr><td>香川県西讃土地改良事務所</td><td>総務課 <u>事業課</u> <u>指導課</u></td></tr></table>	香川県西讃土地改良事務所	総務課 <u>事業課</u> <u>指導課</u>
香川県西讃土地改良事務所	総務課 <u>事業第一課</u> <u>事業第二課</u> 指導課				
香川県西讃土地改良事務所	総務課 <u>事業課</u> <u>指導課</u>				
2 略	2 略				
(分掌事項) 第2条 略 2・3 略 4 前2項の規定にかかわらず、西讃土地改良事務所の次の各号に掲げる課の分掌事項は、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 事業第一課 <u>觀音寺市</u> の区域における <u>県営土地改良事業</u> の調査及び施行に關すること並びに農林水産省所管の海岸の <u>県営保全事業</u> 及び <u>県営災害復旧事業</u> の施行並びに野口ダムに關すること。 (2) 事業第二課 <u>三豊市</u> の区域における <u>県営土地改良事業</u> の調査及び施	(分掌事項) 第2条 略 2・3 略 4 事業課の分掌事項は、次のとおりとする。 (1) <u>県営土地改良事業</u> 及び <u>県営災害復旧事業</u> （農地及び農業用施設に係るものに限る。）の調査及び施行に關すること。 (2) 農林水産省所管の海岸の <u>県営保全事業</u> 及び <u>県営災害復旧事業</u> の施行に關すること。				

行にすること並びに県営災害復旧事業（農地及び農業用施設に係るものに限る。）の施行にすること。

5・6 略

5・6 略

(香川県情報公開審査会規則の一部改正)

第6条 香川県情報公開審査会規則（昭和62年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務) 第5条 審査会の庶務は、<u>総務部知事公室広聴広報課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第5条 審査会の庶務は、<u>総務部県民活動・男女共同参画課</u>において処理する。</p>

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

第7条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公衆の縦覧の場所) 第3条 条例第2条第6項の公衆の縦覧の場所は、<u>香川県政策部男女参画・県民活動課</u>とする。</p> <p>(事業報告書その他の書類の公開) 第10条 条例第8条の2及び第21条の閲覧又は賛写は、<u>香川県政策部男女参画・県民活動課</u>において行うものとする。</p>	<p>(公衆の縦覧の場所) 第3条 条例第2条第6項の公衆の縦覧の場所は、<u>香川県総務部県民活動・男女共同参画課</u>とする。</p> <p>(事業報告書その他の書類の公開) 第10条 条例第8条の2及び第21条の閲覧又は賛写は、<u>香川県総務部県民活動・男女共同参画課</u>において行うものとする。</p>
2・3 略	2・3 略

(香川県個人情報保護審議会規則の一部改正)

第8条 香川県個人情報保護審議会規則（平成11年香川県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務) 第4条 審議会の庶務は、<u>総務部知事公室広聴広報課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第4条 審議会の庶務は、<u>総務部県民活動・男女共同参画課</u>において処理す</p>

る。

(香川県食肉衛生検査所規則の一部改正)

第9条 香川県食肉衛生検査所規則（昭和51年香川県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく食肉、魚肉、食肉製品及び添加物の表示（品質又は栄養成分に係るもの除去。）の検査に関する事項</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>	<p>(分掌事項)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 精密検査課の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p>

(香川県小豆総合事務所規則の一部改正)

第10条 香川県小豆総合事務所規則（平成14年香川県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活福祉課の分掌事項は、生活保護<u>及び</u>生活困窮者自立支援に関することとする。</p> <p>4~12 略</p>	<p>(分掌事項)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活福祉課の分掌事項は、生活保護に関することとする。</p> <p>4~12 略</p>

(香川県保健福祉事務所規則の一部改正)

第11条 香川県保健福祉事務所規則（平成14年香川県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(分掌事項)

第2条 略

健康福祉総務課

(1)～(16) 略

(17) 生活保護及び生活困窮者自立支援に関すること（香川県東讃保健福祉事務所に限る。）。

(18)・(19) 略

生活福祉総務課～環境管理室 略

(分掌事項)

第2条 保健福祉事務所の課及び室の分掌事項は、次のとおりとする。

健康福祉総務課

(1)～(16) 略

(17) 生活保護に関すること（香川県東讃保健福祉事務所に限る。）。

(18)・(19) 略

生活福祉総務課～環境管理室 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。